

# 衆議院小選挙区区割りの 変更について

公職選挙法の一部を改正する法律が令和4年12月28日から施行されました。施行の日以後に行われる衆議院議員の総選挙から、新たな区割りが適用されます。

## 1 概要

東京都の選挙区数は、25から30へと変わり、選挙区の区域が一部変更となります。今まで、東京都3区と東京都7区に分かれていましたが、分区が解消され、区内全域が「東京都3区」となりました。

東京都7区から東京都3区に変更となる投票区

投票所および投票区	町丁名
第三日野小学校 (第10投票区)	東五反田4・5丁目、上大崎1丁目
第一日野小学校 (第11投票区)	西五反田2丁目22～32番、西五反田3丁目7・8番、西五反田5丁目3～6番、15～22番、31・32番、西五反田6丁目、西五反田7丁目、西五反田8丁目1～3番
第四日野小学校 (第12投票区)	西五反田3丁目9～16番、西五反田4丁目、西五反田5丁目1・2番、7～14番、23～30番
シティコート目黒 (第13投票区)	上大崎2丁目、上大崎3丁目、上大崎4丁目、西五反田3丁目1～6番

## 2 新しい東京都3区の区域

品川区、島しょ(大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村)

鳥取2区と比べた一票の較差 2.054倍(562,799)→1.587倍(434,799)に改善されます。

なお、衆議院小選挙区は変更となりますが、投票所に変更はありません。期日前投票所は、区内の全ての期日前投票所で投票ができます。

問い合わせ先 品川区選挙管理委員会事務局  
TEL 03-5742-6845 FAX 03-5742-6894

区割り図については、裏面を御覧ください

# 衆議院議員選挙小選挙区図

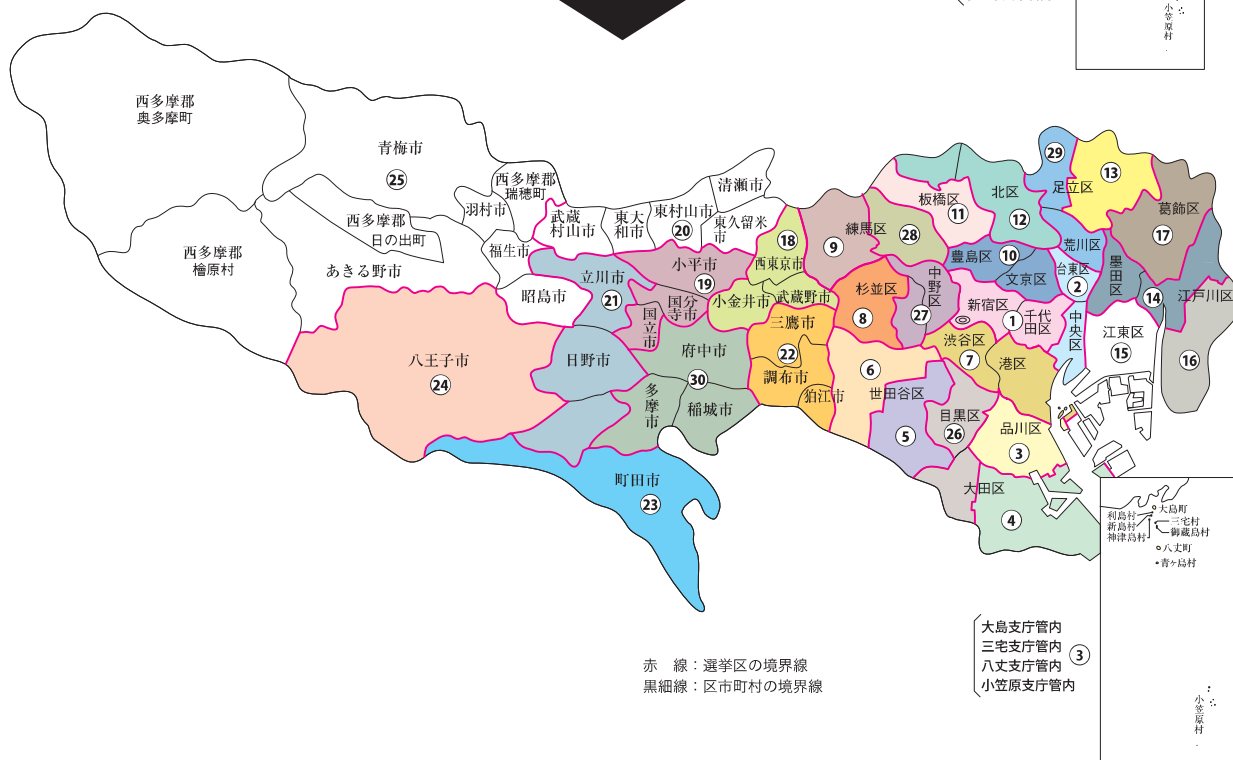
## 東京都

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

### [改定前]



### [改定後]



【お問い合わせは】：●総務省選挙部 ●都道府県選挙管理委員会 ●市区町村選挙管理委員会  
詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。⇒ [https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/shu\\_kuwari/shu\\_kuwari\\_4.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_4.html)

